

虐待防止のための指針

社会福祉法人北斗（以下「当法人」という）は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(第35条の2)に基づく虐待防止するため、本指針を定める。

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当法人において、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、体制整備を行う。

2. 虐待防止に向けた体制

①虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会を設置する。

②虐待防止委員会の構成員

管理者を委員長とし、多職種から選考し委員として選任する。

③虐待防止委員会の開催

年4回以上開催する。その他、必要に応じて開催する。

④虐待防止委員会の主な役割

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- (3) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等を把握した場合に、関係市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年2回以上および職員採用時に実施する。

4. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに関係市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。また、緊急性の高い事案の場合には、関係市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止委員会担当者に報告します。虐待者が虐待防止委員会担当者本人であった場合は、他の虐待防止委

員会担当者等に相談します。

虐待防止委員会担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が虐待防止委員会担当者の場合には、他の虐待防止委員会担当者が代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、関係市町村の窓口等外部機関に相談します。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

8. 本指針の閲覧について

本指針は、施設内にて閲覧可能とする。

9. その他虐待防止の推進のために取り組む事項

「3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修会の他、社会福祉協議会等による研修会へ積極的に参加し、利用者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないように努める。

附則

本指針は 2023 年 4 月 1 日から適用する。